

最低基準調書【幼保連携型認定こども園】

1 基礎情報																																								
① 施設名 <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div>				② 所在地 札幌市 <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px;"></div> 区 <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 20px;"></div>																																				
③ 整備区分 <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新設</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">幼稚園からの移行</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">保育所からの移行</div> </div>				④ 現在運営している施設の認可年月日 <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px;"></div> </div>																																				
⑤ 開設・移行（予定年月日） <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">令和</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">7</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">年</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">月</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">日</div> </div>				※幼稚園又は保育所からの移行の場合入力																																				
2 運営内容等							適否	審査事項																																
① 利用定員							-	※現保育所で定めている2・3号定員を減少させることは不可。 ※持ち上がりを考慮し、下の年齢が上の年齢を上回らないこと。																																
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #e1f5fe;"> <th></th> <th>0歳</th> <th>1歳</th> <th>2歳</th> <th>3歳</th> <th>4歳</th> <th>5歳</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号</td> <td style="border: none;">/</td> <td style="border: none;">/</td> <td style="border: none;">/</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>2・3号</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr style="border-top: 2px solid black;"> <td>合計</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table>										0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	1号	/	/	/	人	人	人	人	2・3号	人	人	人	人	人	人	人	合計	人	人	人	人	人	人	人
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳			合計																															
1号	/	/	/	人	人	人			人																															
2・3号	人	人	人	人	人	人	人																																	
合計	人	人	人	人	人	人	人																																	
② 学級編制（3歳以上に係る学級に限る）																																								
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #e1f5fe;"> <th></th> <th>3歳</th> <th>4歳</th> <th>5歳</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学級数</td> <td>学級</td> <td>学級</td> <td>学級</td> <td>学級</td> </tr> <tr> <td>1学級あたりの園児数</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td style="border: none;">/</td> </tr> </tbody> </table>								3歳	4歳	5歳	合計	学級数	学級	学級	学級	学級	1学級あたりの園児数	人	人	人	/																			
	3歳	4歳	5歳	合計																																				
学級数	学級	学級	学級	学級																																				
1学級あたりの園児数	人	人	人	/																																				
3 職員							適否	審査事項																																
① 園長等								内閣府・文部科学省・厚生労働省令第二号に規定する園長の資格を満たすか。																																
資格																																								
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 保育士登録があり、かつ、教諭免許状（専修又は1種）を保有（以下「両資格保有」）し、5年以上の教育職・児童福祉事業の経験者。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 上記と同等の能力を有すると法人が認める者（以下「資格保有同等」） </div>																																								
勤務状況																																								
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #e1f5fe;"> <th>専任</th> <th>兼任</th> <th>兼任の場合兼ねる職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> </tbody> </table>							専任	兼任	兼任の場合兼ねる職名																															
専任	兼任	兼任の場合兼ねる職名																																						
② 教育・保育従事者（学級担任含む）								職員が、条例に規定する人数（配置基準）以上配置される見込みがあるか。																																
※経過措置期間中のため、保育士資格又は幼稚園教諭免許どちらか一方を保有している者でも可																																								
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #e1f5fe;"> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">配置数</th> <th colspan="2">勤務時間</th> <th rowspan="2">常勤換算値 A</th> <th rowspan="2">配置基準 B</th> </tr> <tr style="background-color: #e1f5fe;"> <th>常勤</th> <th>非常勤</th> <th>常勤</th> <th>非常勤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育教諭等</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table>										配置数		勤務時間		常勤換算値 A	配置基準 B	常勤	非常勤	常勤	非常勤	保育教諭等	人	人	人	人	人	人														
	配置数		勤務時間		常勤換算値 A	配置基準 B																																		
	常勤	非常勤	常勤	非常勤																																				
保育教諭等	人	人	人	人	人	人																																		
※移行時点における、配置数等の見込みを記載すること。 ※勤務時間の欄で、常勤は1人当たりの月総勤務時間、非常勤は全員の月総勤務時間を入力																																								
③ 学級担任（3歳以上に係る学級に限る）								学級数以上の学級担任を配置する見込みがあるか。																																
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #e1f5fe;"> <th></th> <th>配置数</th> <th>必要最低配置数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育教諭等</td> <td style="width: 100px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>										配置数	必要最低配置数	保育教諭等																												
	配置数	必要最低配置数																																						
保育教諭等																																								

④ 調理業務従事者	<table border="1"> <tr><th colspan="2">給食提供方法</th></tr> <tr><td>調理員直接雇用による自園調理</td><td></td></tr> <tr><td>調理業務委託による自園調理</td><td></td></tr> <tr><td>連携施設等からの搬入</td><td></td></tr> </table>	給食提供方法		調理員直接雇用による自園調理		調理業務委託による自園調理		連携施設等からの搬入		<p>※1号認定子どもへの給食を外部搬入する場合は、2・3号認定子どもへの給食提供方法についてのみ記載すること。</p>	<p>保育定員に応じて必要な調理員が配置される見込みがあるか。</p> <p>調理業務を委託する場合は栄養士（又は管理栄養士）が配置される見込みがあるか。</p>																			
給食提供方法																														
調理員直接雇用による自園調理																														
調理業務委託による自園調理																														
連携施設等からの搬入																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">配置数</th> <th colspan="2">勤務時間</th> <th rowspan="2">常勤換算値 A</th> <th rowspan="2">配置基準 B</th> </tr> <tr> <th>常勤</th> <th>非常勤</th> <th>常勤</th> <th>非常勤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調理員</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>栄養士</td> <td>人</td> <td>人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table>		配置数		勤務時間		常勤換算値 A	配置基準 B	常勤	非常勤	常勤	非常勤	調理員	人	人	人	人	人	人	栄養士	人	人				人				
	配置数		勤務時間		常勤換算値 A	配置基準 B																								
	常勤	非常勤	常勤	非常勤																										
調理員	人	人	人	人	人	人																								
栄養士	人	人				人																								
	<p>※移行時点における、配置数等の見込みを記載すること。</p> <p>※勤務時間の欄で、常勤は1人当たりの月総勤務時間、非常勤は全員の月総勤務時間を入力</p>																													
⑤ 学校医等（嘱託等している場合は○）	<table border="1"> <tr><th colspan="3">嘱託の有無</th></tr> <tr> <td>学校医</td> <td>学校歯科医</td> <td>学校薬剤師</td> </tr> </table>	嘱託の有無			学校医	学校歯科医	学校薬剤師		<p>医師、歯科医師、薬剤師に嘱託する見込みがあるか。</p> <p>※認定子ども園については、嘱託薬剤師の配置も必須となります。</p>																					
嘱託の有無																														
学校医	学校歯科医	学校薬剤師																												
4 設備		適否	審査事項																											
① 園舎の面積	<table border="1"> <tr><td colspan="4">園舎の面積に関する移行特例を適用</td></tr> <tr> <th colspan="3">基準面積</th> <th>実面積</th> </tr> <tr> <td>A</td> <td>$320\text{m}^2 + 100\text{m}^2 \times (\text{学級数} - 2)$</td> <td>=</td> <td>$\text{m}^2$</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>2歳の園児 $\times 1.98\text{m}^2$</td> <td>=</td> <td>m^2</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>2歳未満の園児 $\times 3.3\text{m}^2$</td> <td>=</td> <td>m^2</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>和 m^2</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>m^2</td> </tr> </table>	園舎の面積に関する移行特例を適用				基準面積			実面積	A	$320\text{m}^2 + 100\text{m}^2 \times (\text{学級数} - 2)$	=	m^2	B	2歳の園児 $\times 1.98\text{m}^2$	=	m^2	C	2歳未満の園児 $\times 3.3\text{m}^2$	=	m^2				和 m^2				m^2	<p>年齢別の定員、学級数に応じて必要な園舎面積を有しているか。</p>
園舎の面積に関する移行特例を適用																														
基準面積			実面積																											
A	$320\text{m}^2 + 100\text{m}^2 \times (\text{学級数} - 2)$	=	m^2																											
B	2歳の園児 $\times 1.98\text{m}^2$	=	m^2																											
C	2歳未満の園児 $\times 3.3\text{m}^2$	=	m^2																											
			和 m^2																											
			m^2																											
② 園庭の面積	<table border="1"> <tr><td colspan="4">園庭の面積に関する移行特例を適用</td></tr> <tr> <th colspan="3">基準面積(A1とA2はいずれか大きい面積を計上)</th> <th>実面積</th> </tr> <tr> <td>A1</td> <td>$400\text{m}^2 + 80\text{m}^2 \times (\text{学級数} - 3)$</td> <td>=</td> <td>$\text{m}^2$</td> </tr> <tr> <td>A2</td> <td>3歳以上の園児 $\times 3.3\text{m}^2$</td> <td>=</td> <td>m^2</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>2歳の園児 $\times 3.3\text{m}^2$</td> <td>=</td> <td>m^2</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>和 m^2</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>m^2</td> </tr> </table>	園庭の面積に関する移行特例を適用				基準面積(A1とA2はいずれか大きい面積を計上)			実面積	A1	$400\text{m}^2 + 80\text{m}^2 \times (\text{学級数} - 3)$	=	m^2	A2	3歳以上の園児 $\times 3.3\text{m}^2$	=	m^2	B	2歳の園児 $\times 3.3\text{m}^2$	=	m^2				和 m^2				m^2	<p>年齢別の定員、学級数に応じて必要な園庭面積を有しているか。</p>
園庭の面積に関する移行特例を適用																														
基準面積(A1とA2はいずれか大きい面積を計上)			実面積																											
A1	$400\text{m}^2 + 80\text{m}^2 \times (\text{学級数} - 3)$	=	m^2																											
A2	3歳以上の園児 $\times 3.3\text{m}^2$	=	m^2																											
B	2歳の園児 $\times 3.3\text{m}^2$	=	m^2																											
			和 m^2																											
			m^2																											
③ 満2歳未満の園児に係る乳児室及びほふく室の面積	<table border="1"> <thead> <tr> <th>保育室等の種類</th> <th>基準面積</th> <th>実面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳児室</td> <td>0歳の園児 $\times 3.3\text{m}^2$ = m^2</td> <td>m^2</td> </tr> <tr> <td>ほふく室</td> <td>1歳の園児 $\times 3.3\text{m}^2$ = m^2</td> <td>m^2</td> </tr> </tbody> </table>	保育室等の種類	基準面積	実面積	乳児室	0歳の園児 $\times 3.3\text{m}^2$ = m^2	m^2	ほふく室	1歳の園児 $\times 3.3\text{m}^2$ = m^2	m^2	<p>各室ごとの面積が条例に規定する基準以上確保されているか。</p>																			
保育室等の種類	基準面積	実面積																												
乳児室	0歳の園児 $\times 3.3\text{m}^2$ = m^2	m^2																												
ほふく室	1歳の園児 $\times 3.3\text{m}^2$ = m^2	m^2																												
④ 満2歳以上の園児に係る保育室又は遊戯室の面積	<table border="1"> <tr><td colspan="4">保育室又は遊戯室の面積に関する移行特例を適用</td></tr> <tr> <th>保育室等の種類</th> <th>基準面積</th> <th colspan="2">実面積</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">保育室又は遊戯室</td> <td rowspan="3">2歳以上の園児 $\times 1.98\text{m}^2$ = m^2</td> <td>保育室</td> <td>m^2</td> </tr> <tr> <td>遊戯室</td> <td>m^2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>m^2</td> </tr> </table>	保育室又は遊戯室の面積に関する移行特例を適用				保育室等の種類	基準面積	実面積		保育室又は遊戯室	2歳以上の園児 $\times 1.98\text{m}^2$ = m^2	保育室	m^2	遊戯室	m^2	合計	m^2													
保育室又は遊戯室の面積に関する移行特例を適用																														
保育室等の種類	基準面積	実面積																												
保育室又は遊戯室	2歳以上の園児 $\times 1.98\text{m}^2$ = m^2	保育室	m^2																											
		遊戯室	m^2																											
		合計	m^2																											

<p>⑤ 調理室の設置</p> <table border="1"> <tr> <td>調理室を設置</td> <td>設置なし（調理設備を設置）</td> </tr> </table> <p>※保育室の設置階が3階以上の場合、以下も入力すること。</p> <table border="1"> <tr> <td>調理室以外の部分と調理室の部分が耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されている。</td> </tr> <tr> <td>スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものがかつ、調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている。</td> </tr> </table>	調理室を設置	設置なし（調理設備を設置）	調理室以外の部分と調理室の部分が耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されている。	スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものがかつ、調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている。	<p>調理室（調理設備）を設置しているか。</p>																			
調理室を設置	設置なし（調理設備を設置）																							
調理室以外の部分と調理室の部分が耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されている。																								
スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものがかつ、調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている。																								
<p>⑥ その他の必置設備の設置（設置する場合は○）</p> <table border="1"> <tr> <td>職員室</td> <td>保健室（職員室内の静養スペースも可）</td> </tr> <tr> <td>便所</td> <td>飲料水用設備</td> </tr> <tr> <td>手洗い用設備</td> <td>足洗い用設備</td> </tr> </table>	職員室	保健室（職員室内の静養スペースも可）	便所	飲料水用設備	手洗い用設備	足洗い用設備	<p>条例に規定する必置設備を設置しているか。</p>																	
職員室	保健室（職員室内の静養スペースも可）																							
便所	飲料水用設備																							
手洗い用設備	足洗い用設備																							
<p>⑦ 建物の種類・構造等</p> <table border="1"> <tr> <td>耐火建築物</td> <td>建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物</td> </tr> <tr> <td>準耐火建築物</td> <td>建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号口に該当する準耐火建築物を除く。)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> </tr> </table> <p>※保育室等の設置階が3階以上の場合、以下も入力すること。</p> <table border="1"> <tr> <td>壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料で行われている。</td> </tr> <tr> <td>カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されている。</td> </tr> </table>	耐火建築物	建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物	準耐火建築物	建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号口に該当する準耐火建築物を除く。)	その他		壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料で行われている。	カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されている。	<p>⑧ 保育室等の設置階</p> <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>階</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>階</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>階</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>階</td> </tr> </table> <p>保育室等を2階以上の階に設置する場合は、耐火建築物であるか。</p> <p>※開園日がH27.3.31以前であり、既存施設を用いて保育所から移行する場合のみ、準耐火建築物（イ準耐）でも可。</p> <p>保育室等を3階以上の階に設置する場合は、壁等について必要な基準を満たしているか。</p>	①	階	②	階	③	階	④	階							
耐火建築物	建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物																							
準耐火建築物	建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号口に該当する準耐火建築物を除く。)																							
その他																								
壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料で行われている。																								
カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されている。																								
①	階																							
②	階																							
③	階																							
④	階																							
<p>⑧ 転落防止用設備</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="4">保育室等その他子どもが入りし、又は通行する場所に、子どもの転落事故を防止する次の設備が設けられている。</td> </tr> <tr> <td>階</td> <td></td> <td>階</td> <td></td> </tr> <tr> <td>階</td> <td></td> <td>階</td> <td></td> </tr> </table>	保育室等その他子どもが入りし、又は通行する場所に、子どもの転落事故を防止する次の設備が設けられている。				階		階		階		階		<p>保育室等を2階以上の階に設置する場合に、転落防止用設備が設置されているか。</p> <p>※設置している具体的な転落防止設備を入力してください。</p>											
保育室等その他子どもが入りし、又は通行する場所に、子どもの転落事故を防止する次の設備が設けられている。																								
階		階																						
階		階																						
<p>⑨ 警報・通報設備</p> <p>※保育室等の設置階が3階以上の場合、入力すること。</p> <table border="1"> <tr> <td>非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられている。</td> </tr> </table>	非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられている。	<p>保育室等を3階以上の階に設置する場合に、警報設備等が設置されているか。</p>																						
非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられている。																								
<p>⑩ 避難用設備等</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="3">次の施設及び設備が避難上有効な位置、かつ、保育室等からそのうちの一の施設又は設備に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられている（3階以上に保育室を設置する場合）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">階</td> <td>常用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">階</td> <td>常用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">階</td> <td>常用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">階</td> <td>常用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td></td> </tr> </table>	次の施設及び設備が避難上有効な位置、かつ、保育室等からそのうちの一の施設又は設備に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられている（3階以上に保育室を設置する場合）			階	常用		避難用		階	常用		避難用		階	常用		避難用		階	常用		避難用		<p>保育室等を2階以上の階に設置する場合に必要、常用、避難用の施設又は設備が設置されているか。</p> <p>また、保育室等を3階以上の階に設置する場合は、これらの施設又は設備が避難上有効な位置等に設けられているか。</p>
次の施設及び設備が避難上有効な位置、かつ、保育室等からそのうちの一の施設又は設備に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられている（3階以上に保育室を設置する場合）																								
階	常用																							
	避難用																							
階	常用																							
	避難用																							
階	常用																							
	避難用																							
階	常用																							
	避難用																							